

# 入札公告

一般競争入札を行いますので、地方独立行政法人京都市立病院機構（以下「機構」という。）契約事務規程第4条第1項の規定に基づき、次のとおり公告します。

令和8年2月5日

地方独立行政法人京都市立病院機構理事長 清水恒広

## 1 入札執行者

地方独立行政法人京都市立病院機構理事長 清水恒広

## 2 入札に付する事項

- (1) 案件名称  
令和8年度京都市立病院感染性産業廃棄物等処分業務
- (2) 排出事業場  
京都市立病院（京都市中京区壬生東高田町1番地の2）
- (3) 契約期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 品目
  - ア 感染性産業廃棄物
    - (ア) 血液等汚染物（赤）
    - (イ) 鋭利物（黄）
    - (ウ) その他（オレンジ）
  - イ 産業廃棄物
    - (ア) 廃プラスチック類
    - (イ) ガラスくず（廃プラスチック類を含む）
- (5) 契約方式  
単価契約
- (6) 入札保証金及び契約保証金  
免除
- (7) その他  
別紙仕様書のとおり

## 3 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 京都市の一般競争入札有資格者名簿（物品）に登載されている者
- (2) 京都市長から廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）第14条の4第6項に規定する許可を受けており、当該許可の許可証に記載されている事業の範囲に感染性産業廃棄物が含まれている者、及び京都市長から廃掃法第14条第6項に規定する許可を受けており、当該許可の許可証に記載されている事業の範囲に廃プラスチック類、ガラスくずが含まれている者
- (3) 仕様書第2章2の表1の収集頻度を考慮のうえ、同章4の表2の処分予定数量を上回る処分能力を有している者
- (4) 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが運営するJWNETを利用して業務を実施できる者
- (5) 過去3年間（令和4年4月以降）に300床以上の病床数を有する病院において、1年以上感染性産業廃棄物処分業務を履行した実績がある者
- (6) 京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加資格停止を受け、その期間中でない者
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの申立てがなされていない者
- (8) 次のア～キのいずれにも該当しない者
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
  - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
  - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
  - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

#### 4 入札参加資格確認書等の配布期間、配布場所及び配布方法

- (1) 配布期間  
公告の日から令和8年2月13日（金）まで

(2) 配布場所及び配布方法

機構ホームページ (<https://www.kch-org.jp/kcho/bid>) にて配布する。直接配布は行わない。

## 5 入札参加資格確認等

本入札に参加を希望する場合は、次により期限までに下記(2)の書類を各1部提出すること。提出方法は、持参又は郵送（簡易書留に限る。）することとし、電送によるものは受けない。

(1) 提出期間

公告の日から令和8年2月13日（金）とする。受付時間は、土、日及び休日を除く日の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とする。郵送の場合は、令和8年2月12日（木）必着とする。

(2) 提出書類

- ア 入札参加資格確認申請書（指定様式1）
- イ 産業廃棄物処分業許可証（感染性産業廃棄物、廃プラスチック類）の写し
- ウ JWNETへの加入証の写し
- エ 上記3(5)に該当することを示す書類（任意様式）  
（病院名、病床数及び業務期間を記載すること。）
- オ 上記3(1)及び(6)に該当することを示す書類（指定様式2）
- カ 上記3(3)、(7)及び(8)に該当することについての誓約書（指定様式3）
- キ 確認通知用封筒（長形3号封筒に、宛先を記入のうえ、通常郵便料金に簡易書留速達郵便料金を加えた切手を貼付すること。）

(3) 提出先

〒604-8845 京都市中京区壬生東高田町1番地の2  
京都市立病院事務局施設担当（電話番号 075-311-5311）

(4) 確認通知

入札参加資格の確認後、その結果を令和8年2月18日（水）までに書面により発出する。

(5) その他

- ア 申請書、資料の作成及び申込みに係る費用は、提出者の負担とする。
- イ 入札執行者は、提出された申請書及び資料を入札参加資格の確認以外に、提出者に無断で使用しない。
- ウ 提出期限後における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。
- エ 提出された申請書及び資料は、返却しない。
- オ 提出された申請書は、京都市情報公開条例に基づき公開することがある。
- カ 申請書及び資料に用いる言語は日本語に限る。

## 6 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、入札執行者に対して入札参加資格がないと認められた理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明を求める場合には、令和8年2月24日（火）までに書面（様式自由）を持参することにより提出しなければならない。
- (3) 入札執行者は、説明を求められたときは、書面により回答する。
- (4) (2)の書面の提出先は、上記5(3)に同じ。

## 7 入札手続等

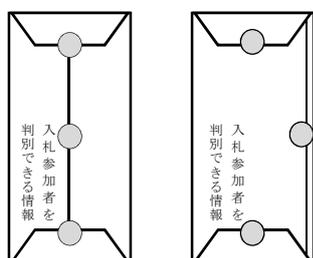
- (1) 入札の日時  
令和8年2月26日（木）午後14時
- (2) 場所  
京都市中京区壬生東高田町1番地の2  
京都市立病院 本館5階会議室
- (3) 入札予定価格  
金15,400,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
- (4) 入札金額  
入札者は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書（指定様式5）の品名ごとの契約希望単価の110分の100に相当する金額（当該金額は、0.01円単位までで端数切り上げとすること）に仕様書第2章4の表2の廃棄物の種類ごとの処分予定数量を乗じたものの合計金額（以下「総額」という。）を記載すること。
- (5) 入札資料と提出方法
  - ア 入札資料
    - ・入札書（指定様式5）
    - ・積算内訳書（指定様式7）
    - ・（必要な場合）委任状（参考様式あり）
  - イ 提出期限  
令和8年2月25日（水）までとする。受付時間は、土、日及び休日を除く日の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とする。郵送の場合は、令和8年2月24日（火）必着とする。
  - ウ 提出方法
    - (ア) 持参の場合
      - ・入札書と積算内訳書は長形3号封筒に封入して提出する。
      - ・長形3号封筒の表面に「入札書在中」と朱書きし、裏面に入札参加者の住所又

は所在地、商号又は名称等入札参加者を判別できる情報を記載する。また、封筒の貼り付け部には入札書に押印した印を押印すること（下図参照）。

- ・ 委任状は上記長形 3 号封筒に封入せず提出すること。

(イ) 郵送の場合

- ・ 入札書と積算内訳書は長形 3 号封筒に封入する。
- ・ 長形 3 号封筒の表面に「入札書在中」と朱書きし、裏面に入札参加者の住所又は所在地、商号又は名称等入札参加者を判別できる情報を記載する。また、封筒の貼り付け部には入札書に押印した印を押印すること（下図参照）。
- ・ 表面に「入札書在中」と朱書きした角型 2 号封筒に上記長形 3 号封筒と委任状を封入し、簡易書留郵便で提出すること。



(図：封筒の貼り付け部への押印例)

エ 電送による入札は認めない。

- (6) 入札者又はその代理人は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (7) 入札執行者は、機構契約事務規定第 9 条に規定する者の入札を拒絶し、機構契約事務規定第 10 条に規定する場合には、当該入札手続を停止し、又は取り消すことがある。

(8) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ア 入札参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印又は代理人が入札する場合の当該代理人の氏名及び押印のない入札書
- イ 委任状を持参しない代理人のした入札
- ウ 同一事項の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- エ 同一事項の入札について、2 人以上の代理人をした者の入札
- オ 入札書と積算内訳書の整合が確認できない入札
- カ 前各号に定めるもののほか、機構契約事務規程第 5 条各号に規定する入札

(9) 開札

開札は入札の終了後、直ちに当該場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない機構職員を立ち会わせて行う。

(10) 落札者の決定方法

ア 入札書に記載された金額を比較し、予定価格の範囲内で最低価格となる有効な入札をした者を落札者とする。

イ 本件入札は単価契約であるが、入札金額及び落札の決定は総価によって行う。

ウ 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

エ ウの同価格の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札事務に関係のない機構職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。

(11) 落札者及び落札者以外の入札参加者への通知

落札者を入札の場所にて宣告するとともに、令和8年2月27日（金）（予定）に機構ホームページ上にて入札結果の発表を行う。また、落札者には、入札参加資格確認申請書に記載された連絡先に書面にて通知する。ただし、落札者以外の入札参加者には通知を行わない。

(12) その他

ア 入札書に記載された総額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。

イ 契約の締結は、記載された入札書（指定様式5）の品名ごとの単価に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該単価に0.01円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）により単価契約を締結する。

消費税法等の改正等によって消費税等の率に変動が生じた場合は、特段の変更手続きを行うことなく、消費税等相当額を加減したものを契約金額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等相当額に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

ウ 入札書に記載された単価を契約期間中適用するものとする。

エ 契約の締結にあたっては、契約書を作成しなければならない。

## 8 落札者とならなかった者に対する理由の説明

(1) 落札者とならなかった者は、入札執行者に対して落札者とならなかった理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明を求める場合には、令和8年3月4日（水）午後5時までに書面（様式自由）を持参することにより提出しなければならない。

(3) 入札執行者は、説明を求められたときは、書面により回答する。

(4) (2)の書面の提出先は、上記5(3)に同じ。

## 9 質疑（上記6及び8以外の事項）及び回答

本公告に関する質問及び回答は次のとおりに行う。ただし、予定価格に関する質問には回答しない。

- (1) 提出期間 公告の日から令和8年2月13日（金）までとする。
- (2) 提出方法 電子メール（送信後、電話にて受信確認を行うこと。）  
件名を【質疑】令和8年度京都市立病院感染性産業廃棄物等処分業務（〇〇（氏名））とすること。
- (3) 提出先 京都市立病院事務局施設担当  
Email : kanri★kch-org.jp ※ ★を@に変換
- (4) 提出様式 指定様式4による。
- (5) 回答 提出日の翌営業日から3日（土日祝を除く。）以内に機構ホームページ（<https://www.kch-org.jp/kcho/bid>）に掲載する。

## 10 その他

- (1) 入札参加資格があると認められた後、入札を辞退する場合には令和8年2月25日（水）までに入札辞退届（指定様式6）を提出すること。書面の提出先は、上記5(3)に同じとする。
- (2) 本件調達に係る予算が成立しなかったときは、この公告を無効とする。この場合において、本件調達の準備行為等に係る費用が既に発生していても、その費用を機構に請求することはできない。
- (3) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。